

## 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）・・・・・
  - 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）・・・・・
  - 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）（抄）（附則第七条関係）・・・・・
  - 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）（附則第八条関係）・・・・・

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には本府省業務調整手当、地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十二条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」と

現  
行

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十二条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」と

あるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、同条第二項中「又は研究職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、研究職俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、一般職給与法第十二条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに營外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十二条の四、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七第一項及び第二項並びに第十二条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び營外手当」と、一般職給与法第十二条の五中「扶養手当及び營外手当」と、一般職給与法第十二条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「、指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又はの採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十

あるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「、研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十二条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「、研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「扶養手当並びに營外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十二条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに營外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十二条の四、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七第一項及び第二項並びに第十二条の八第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び營外手当」と、一般職給与法第十二条の五中「扶養手当及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「、指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十二条の七第一項

五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十四条第一項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任給と、「指定期間又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項及び第三項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（常外手当）

第十八条（略）

2 前項の常外手当の額は、月額七千二百七十円とする。

3 （略）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条

ただし書及び第二項ただし書並びに第十四条第一項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任給と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項及び第三項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（常外手当）

第十八条（略）

2 前項の常外手当の額は、月額六千八百三十円とする。

3 （略）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条

の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員」と、「とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口の中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」とあるのは「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）とし、當外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限

の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口の中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）とし、當外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限

は百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員については百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二

・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、常外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に常外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

## 2 (略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めこととされている事項については、政令で定めるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身

度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に常外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

## 2 (略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めこととされている事項については、政令で定めるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等

赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。) 及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2～6 (略)

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十九万五百円とする。

3・4 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十六万千円とする。

3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条

第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5 (略)

(生徒の給与)

手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。) 及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2～6 (略)

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十七万九千円とする。

3・4 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十五万千三百円とする。

3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中

「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二  
(略)

- 2 3 前項の生徒手当の月額は、十四万七千七百円とする。  
第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中の「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

第二十七条  
(略)

- (国家公務員災害補償法の準用)

前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の  
給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、本府省業務  
調整手当、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸  
給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当  
、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手  
当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特  
殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当  
、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、  
自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手  
当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住  
居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務

- (国家公務員災害補償法の準用)

第一十五条の二

- 3 2 前項の生徒手当の月額は、十三万八千円とする。  
第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び當外手当（陸曹等であつて當外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての當外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条—第五条関係)

改 正 案

職員の区分	職務の級	1 級		2 級	
		号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	1	259,800	円 389,400	1	246,300
2	2	261,200	390,900	2	247,800
3	3	262,600	392,300	3	249,200
4	4	264,000	393,700	4	250,600
5	5	265,400	395,100	5	252,000
6	6	266,600	396,500	6	253,200
7	7	267,800	398,000	7	254,400
8	8	269,000	399,400	8	255,600
9	9	270,300	400,700	9	257,000
10	10	271,400	402,100	10	258,200
11	11	272,500	403,600	11	259,500
12	12	273,700	405,100	12	260,800
13	13	275,000	406,400	13	262,100
14	14	276,700	407,900	14	264,000
15	15	278,400	409,400	15	265,800
16	16	280,100	410,900	16	267,600
17	17	281,800	412,300	17	269,300
18	18	283,800	413,900	18	271,500
19	19	286,000	415,500	19	273,700
20	20	288,200	417,000	20	275,900
21	21	290,400	418,200	21	278,100
22	22	292,600	419,600	22	280,300
23	23	294,800	421,000	23	282,500
24	24	296,900	422,300	24	284,600
25	25	298,900	423,900	25	286,600
26	26	300,800	425,300	26	288,500
27	27	302,700	426,600	27	290,400
28	28	304,500	428,000	28	292,200
29	29	306,300	429,400	29	294,000
30	30	308,200	430,700	-	295,900

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条—第五条関係)

現 行

職員の区分	職務の級	1 級		2 級	
		号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	1	246,300	円 376,800	1	246,300
2	2	247,800	378,300	2	247,800
3	3	249,200	379,700	3	249,200
4	4	250,600	381,100	4	250,600
5	5	252,000	382,500	5	252,000
6	6	253,200	384,000	6	253,200
7	7	254,400	385,500	7	254,400
8	8	255,600	386,900	8	255,600
9	9	257,000	388,200	9	257,000
10	10	258,200	389,700	10	258,200
11	11	259,500	391,200	11	259,500
12	12	260,800	392,700	12	260,800
13	13	262,100	394,100	13	262,100
14	14	264,000	395,600	14	264,000
15	15	265,800	397,100	15	265,800
16	16	267,600	398,600	16	267,600
17	17	269,300	400,000	17	269,300
18	18	271,500	401,600	18	271,500
19	19	273,700	403,200	19	273,700
20	20	275,900	404,700	20	275,900
21	21	278,100	405,900	21	278,100
22	22	280,300	407,300	22	280,300
23	23	282,500	408,700	23	282,500
24	24	284,600	410,000	24	284,600
25	25	286,600	411,600	25	286,600
26	26	288,500	413,000	26	288,500
27	27	290,400	414,300	27	290,400
28	28	292,200	415,700	28	292,200
29	29	294,000	417,100	29	294,000
30	30	295,900	418,400	-	295,900

31	310, 000	432, 200	297, 700	419, 900
32	311, 700	433, 700	299, 400	421, 400
33	313, 400	435, 300	301, 100	423, 000
34	315, 200	436, 700	302, 900	424, 400
35	316, 900	438, 300	304, 600	426, 000
36	318, 500	439, 800	306, 200	427, 500
37	320, 100	441, 500	307, 800	429, 200
38	321, 800	443, 000	309, 500	430, 700
39	323, 600	444, 600	311, 300	432, 300
40	325, 300	446, 200	313, 000	433, 900
41	326, 600	447, 700	314, 300	435, 400
42	328, 500	449, 200	316, 200	436, 900
43	330, 300	450, 400	318, 000	438, 100
44	332, 000	451, 600	319, 700	439, 300
45	333, 600	452, 800	321, 400	440, 500
46	335, 500	454, 100	323, 300	441, 800
47	337, 200	455, 300	325, 000	443, 000
48	338, 900	456, 500	326, 700	444, 200
49	340, 600	457, 600	328, 400	445, 300
50	342, 300	458, 800	330, 200	446, 500
51	344, 000	460, 000	332, 000	447, 700
52	345, 700	461, 200	333, 700	448, 900
53	347, 400	462, 400	335, 400	450, 100
54	348, 700	463, 600	336, 700	451, 300
55	350, 000	464, 800	338, 000	452, 500
56	351, 300	466, 000	339, 300	453, 700
57	352, 800	467, 100	340, 800	454, 800
58	354, 400	467, 700	342, 400	455, 400
59	355, 900	468, 200	343, 900	455, 900
60	357, 500	468, 700	345, 500	456, 400
61	358, 900	469, 200	347, 000	456, 900
62	360, 500			
63	362, 100			
64	363, 500			
65	365, 000			
66	366, 600			
67	368, 200			
68	369, 700			

定年前用短時間勤務の職員	定年前再任勤務の職員
69	359, 400
70	361, 000
71	362, 600
72	364, 100
73	365, 600
74	367, 200
75	368, 800
76	370, 300
77	371, 800
78	373, 200
79	374, 600
80	375, 900
81	377, 200
82	378, 600
83	380, 000
84	381, 300
85	382, 400
86	383, 800
87	385, 100
88	386, 400
89	387, 600
90	388, 900
91	389, 000
92	391, 200
93	392, 400
94	393, 500
95	394, 700
96	395, 900
97	397, 300
98	398, 300
99	399, 300
100	400, 300
101	401, 200
102	402, 200
103	403, 300
104	404, 400
105	405, 100

106	417, 500
107	418, 400
108	419, 300
109	420, 100
110	420, 900
111	421, 700
112	422, 500
113	423, 100
114	423, 800
115	424, 500
116	425, 200
117	425, 800
118	426, 300
119	426, 600
120	426, 900
121	427, 200
122	427, 500
123	427, 800
124	428, 000
125	428, 200
126	428, 500
127	428, 800
128	429, 000
129	429, 200
130	429, 500
131	429, 800
132	430, 000
133	430, 200
134	430, 500
135	430, 800
136	431, 000
137	431, 200
138	431, 500
139	431, 800
140	432, 000
141	432, 200
142	432, 500
143	432, 800

	144	433, 000		
	145	433, 200		
定年前再任 用短時間勤 務職員	基 俸 給 月 額	基 俸 給 月 額		
	288, 900	円	348, 200	円

	144	421, 600		
	145	421, 800		
定年前再任 用短時間勤 務職員	基 俸 給 月 額	基 俸 給 月 額		
	279, 100	円	336, 600	円

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

現 行

現 行

		497,100	476,000	447,900	389,700	364,700	344,500	341,800	334,800	334,400	329,000	315,300
		497,600	476,500	448,700	391,200	366,400	345,800	333,200	336,000	335,500	329,900	315,900
		498,100	477,000	449,500	392,700	366,100	344,600	337,200	336,600	336,500	329,700	316,500
		498,600	477,500	450,300	394,200	369,800	348,100	346,000	338,400	337,700	331,700	317,100
		499,100	477,800	450,900	394,600	371,700	349,700	347,300	339,400	338,900	332,600	317,500
		499,600	478,300	451,700	392,800	371,200	348,600	340,100	338,100	338,200	333,500	318,200
		500,100	478,800	452,500	398,200	374,100	349,900	342,000	341,300	334,400	318,900	
		500,600	479,300	453,300	399,500	375,400	354,200	351,200	343,300	342,500	335,300	319,600
		501,100	479,800	453,900	400,900	376,600	355,700	352,400	344,700	343,700	336,100	320,400
		501,600	480,300	454,600	402,500	377,900	357,900	355,900	346,100	345,600	336,900	320,900
		502,100	480,800	455,300	404,100	379,200	360,100	355,400	347,500	346,300	337,700	321,400
		502,600	481,300	456,100	405,700	380,500	362,300	356,900	348,900	347,600	338,500	321,900
		502,900	481,800	456,700	407,200	381,900	364,300	358,200	350,200	349,000	339,400	322,300
		482,300	457,400	408,300	383,200	365,700	359,500	351,600	350,300	340,600	322,600	
		482,800	458,100	409,400	384,500	367,100	360,500	353,200	351,600	341,800	322,900	
		483,300	458,800	410,500	385,800	368,500	362,100	354,400	352,900	343,000	323,200	
		483,700	459,300	411,600	387,000	369,800	363,300	355,600	354,300	344,200	323,500	
		484,200	459,900	412,700	388,300	371,200	364,800	357,100	355,300	345,300	326,400	
		484,700	460,500	413,800	390,000	372,600	366,300	358,400	357,300	347,500	327,500	
		485,200	461,100	415,000	391,500	374,000	367,800	359,800	358,800	347,500	328,500	
		485,700	461,600	416,000	393,000	375,400	369,400	361,300	360,200	358,700	329,600	
		486,200	462,100	417,400	394,500	376,700	362,900	361,700	361,700	358,200	330,700	
		486,700	462,700	418,200	396,000	378,000	372,700	364,500	363,200	350,200	330,700	
		487,200	463,300	419,300	397,500	379,300	374,300	366,100	364,700	361,800	331,800	
		487,700	463,900	420,300	398,900	380,500	367,500	366,200	352,900	352,900	332,600	
		488,200	464,200	421,000	400,400	381,900	377,300	369,100	367,600	354,200	335,500	
		488,700	464,700	421,700	401,900	383,500	378,800	370,700	369,000	355,500	335,500	
		489,100	465,200	422,500	403,400	384,700	380,300	372,300	370,400	366,800	356,800	
		489,600	465,700	423,100	405,000	386,100	381,600	373,700	371,800	358,000	339,300	
		490,100	466,200	423,900	406,200	387,600	383,000	375,100	375,300	364,400	345,300	
		490,600	466,700	424,500	407,400	389,100	384,400	376,300	374,400	360,600	346,200	
		491,100	467,200	425,500	408,600	390,600	385,800	377,600	375,700	361,900	347,100	
		491,600	467,700	426,300	409,700	391,500	387,000	378,900	376,800	363,100	348,200	
		492,100	468,200	427,000	410,900	392,400	388,500	380,400	378,300	364,200	349,200	
		492,600	468,700	428,000	412,100	394,900	390,000	381,900	379,900	365,300	350,300	
		493,100	469,200	428,900	413,300	396,400	391,500	383,400	381,500	366,400	351,500	
		493,600	469,700	429,600	414,400	398,000	392,900	384,800	382,900	367,400	352,900	
		494,100	470,200	430,300	415,300	399,400	394,600	386,400	385,400	368,600	353,600	
		494,600	470,700	431,000	416,200	400,800	396,300	388,000	385,900	369,800	354,900	
		495,100	471,200	431,700	417,100	402,200	398,000	389,600	387,400	371,000	357,100	
		495,600	472,000	432,400	418,000	403,600	399,500	391,200	388,800	372,200	357,800	
		496,100	472,700	433,100	418,900	404,900	400,800	392,500	390,000	373,200	358,700	
		496,600	473,400	433,800	419,800	406,300	402,100	393,200	391,200	374,200	359,200	
		497,100	474,100	434,500	420,700	407,700	403,400	395,100	392,400	375,200	361,900	
		497,600	474,700	435,200	421,400	408,900	404,500	396,200	393,400	376,000	364,700	
		498,100	475,400	435,900	422,000	409,800	405,500	397,200	394,200	376,900	365,700	
		498,600	476,000	436,600	423,000	410,900	406,500	398,300	395,000	377,800	367,400	
		499,100	476,700	437,300	423,800	411,800	407,500	399,400	396,800	378,700	368,200	
		499,600	477,400	438,000	424,500	412,500	408,300	400,200	396,400	379,500	369,100	
		500,100	478,000	438,700	425,200	414,300	409,800	401,100	398,500	379,700	369,900	
		500,600	478,600	439,400	425,900	415,100	415,200	406,700	401,900	385,300	370,500	
		501,100	479,200	440,100	426,600	414,600	416,400	402,100	401,200	387,100	371,700	
		501,600	479,800	440,800	427,300	415,600	417,200	402,200	408,800	382,200	376,200	
		502,100	480,400	441,500	428,600	417,300	413,400	405,100	400,300	383,700	374,100	
		502,600	481,000	441,900	429,400	414,300	416,300	405,900	401,100	384,500	375,100	
		503,100	481,600	442,200	429,900	415,100	417,200	407,600	402,700	386,200	376,700	
		503,600	482,200	442,900	430,600	417,800	418,200	409,200	404,300	384,300	377,100	
		504,100	482,800	443,500	431,300	421,700	412,500	410,500	404,300	382,900	378,700	
		504,600	483,400	444,000	432,000	423,800	413,400	410,300	405,900	383,700	379,100	
		505,100	484,000	444,500	432,900	424,400	414,300	410,200	406,400	384,400	380,000	
		505,600	484,600	445,000	433,500	423,400	414,300	410,900	405,700	385,300	380,800	
		506,100	485,200	445,500	434,200	424,200	415,100	415,200	406,700	401,900	385,300	
		506,600	485,800	446,000	434,900	424,900	415,600	416,200	407,600	402,700	386,200	
		507,100	486,400	446,500	435,300	425,600	414,600	416,200	408,400	403,500	387,300	
		507,600	487,000	447,000	435,900	425,900	415,200	417,200	409,200	403,500	388,300	
		508,100	487,600	447,500	436,600	426,300	415,600	417,200	409,800	404,300	389,300	
		508,600	488,200	448,000	437,300	427,000	416,100	418,200	410,200	405,100	390,100	
		509,100	488,800	448,500	437,900	427,600	416,600	418,700	411,600	406,600	390,600	
		509,600	489,400	449,000	438,400	428,100	417,100	419,200	413,100	407,900	391,300	
		510,100	489,800	449,500	439,300	428,600	417,600	419,600	414,100	408,500	392,300	
		510,600	490,400	450,000	439,900	429,100	418,100	420,200	415,100	409,900	393,300	
		511,100	491,000	450,500	440,300	429,600	418,600	420,700	416,100	410,900	394,300	
		511,600	491,600	451,000	441,300	429,900	419,100	421,200	417,100	414,900	395,300	
		512,100	492,200	451,500	441,900	430,400	419,600	421,600	418,100	415,900	396,300	
		512,600	492,800	452,000	442,500	430,900	419,600	422,600	418,100	416,900	397,300	
		513,100	493,400	452,500	443,300	431,400	420,100	423,100	419,100	417,900	398,300	
		513,600	494,000	453,000	443,900	431,900	420,600	423,600	419,600	418,900	399,300	
		514,100	494,600	453,500	444,300	432,400	421,100	424,100	420,100	419,900	400,300	
		514,600	495,200	454,000	444,900	432						

## 現 行

備考) 舜合幕原長之の他の敗戦に足るの旨職以外の目職を占むる者(即ち、海特又は宝特)であるものについてには、この表の規定にかかる通り、舜特相、海特相及び宝特相の三種に足る額の奉禄を給付するものとする。

この表の左端に示す准將補及び准將補の一欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を含める者で政令で定めるものとする。

この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の→欄又は□欄に記入する額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

## 改 正 案

改  
正  
案

再任用職員 以外の職員	511,300	489,200	460,600	402,100	376,200	356,100	354,000	346,600	346,200	326,700
	511,800	489,700	461,400	403,600	378,000	357,400	355,400	347,800	347,200	327,600
	512,300	490,200	462,200	403,900	379,800	358,700	356,800	348,200	347,400	327,700
	512,800	490,700	463,000	405,600	381,600	360,000	358,200	349,800	348,600	328,300
	513,200	491,000	463,600	408,300	383,200	361,400	359,700	351,400	350,900	334,400
	513,700	491,500	464,400	409,500	384,500	362,900	361,000	352,100	352,300	328,700
	514,200	492,000	465,200	410,600	385,800	364,100	362,300	354,000	353,300	330,100
	514,700	492,500	466,000	411,900	387,100	365,940	363,600	355,300	354,500	331,400
	515,000	493,000	466,600	413,100	388,300	367,400	365,000	356,700	355,700	331,800
	515,400	493,500	467,300	414,700	389,600	369,500	366,400	358,100	357,000	332,200
	515,800	494,000	468,000	416,300	390,900	371,800	367,800	359,500	358,300	334,000
	516,200	494,500	468,700	417,900	392,200	374,000	369,200	360,900	359,600	332,600
	516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,310	370,500	362,200	360,900	331,300
	495,500	470,100	420,500	394,500	377,700	371,800	363,500	362,200	362,500	333,300
	496,000	470,800	421,600	395,700	379,100	373,100	364,800	363,500	363,700	333,600
	496,500	471,500	422,700	396,900	380,500	374,400	366,100	364,800	364,900	333,900
	496,800	472,000	423,800	398,100	381,900	375,600	367,300	365,900	366,000	334,000
	497,300	472,600	424,900	399,300	383,600	377,100	368,800	367,400	367,500	334,400
	497,800	473,200	426,000	401,100	384,700	378,600	370,300	368,900	368,000	334,000
	498,300	473,800	427,100	402,600	386,100	380,100	371,800	370,400	359,000	333,600
	498,800	474,300	428,000	404,200	387,400	381,700	373,300	372,000	380,100	331,800
	499,300	474,800	429,700	405,700	388,300	383,300	374,800	373,500	361,200	332,200
	499,800	475,300	430,200	407,200	390,000	384,900	376,300	375,000	362,300	332,600
	500,300	475,800	431,300	408,700	391,300	386,500	377,800	376,500	363,400	333,400
	500,700	476,400	432,300	410,200	392,600	388,000	379,200	377,900	364,600	334,000
	501,200	476,900	433,700	411,800	394,900	389,500	380,800	379,300	365,900	334,000
	501,700	477,400	434,300	413,400	395,400	391,000	382,400	380,700	367,200	334,000
	502,200	477,900	435,400	415,000	396,800	392,500	384,000	382,100	368,500	334,000
	502,700	478,400	435,100	416,400	398,100	383,800	385,400	383,500	389,700	334,000
	503,200	478,900	435,900	417,600	399,500	395,200	386,700	384,800	371,000	334,000
	503,700	479,400	436,700	418,800	400,900	398,000	388,000	386,100	372,300	334,000
	504,200	479,900	437,500	420,000	402,300	398,000	389,300	387,400	373,600	334,000
	504,700	480,400	438,100	421,200	403,600	399,700	390,200	389,600	374,800	334,000
	505,200	480,900	439,400	422,400	405,100	405,100	392,100	390,100	375,900	334,000
	505,700	481,400	439,900	423,600	406,600	402,200	393,600	391,600	377,000	334,000
	506,200	481,900	440,800	424,800	408,100	403,700	395,100	393,100	378,100	334,000
	506,700	482,400	441,600	425,900	409,700	405,000	396,500	394,600	379,100	334,000
	507,200	482,900	442,300	426,800	411,100	406,700	398,100	396,100	380,300	334,000
	507,700	483,400	443,700	427,700	412,500	408,400	399,700	397,600	381,500	334,000
	508,200	484,300	444,400	428,900	423,600	406,600	402,200	393,600	390,100	334,000
	508,700	484,800	444,400	424,800	408,100	403,700	395,100	393,100	378,100	334,000
	509,200	485,100	445,700	430,300	416,700	413,100	404,300	401,700	385,000	334,000
	509,700	485,500	446,500	431,900	418,300	415,700	406,900	404,100	387,000	334,000
	510,200	486,800	447,100	432,800	420,700	416,700	408,000	405,200	387,800	334,000
	510,700	486,200	447,800	433,600	421,700	417,700	409,000	406,000	388,700	334,000
	511,200	486,600	448,500	434,400	422,700	418,600	410,000	406,300	389,600	334,000
	511,700	487,000	449,200	435,200	423,700	419,500	411,000	407,600	390,500	334,000
	512,200	487,400	450,000	436,000	424,500	420,500	411,900	408,200	391,300	334,000
	512,700	487,800	450,600	436,900	425,500	421,600	413,000	408,300	392,200	334,000
	513,200	488,200	451,200	437,800	426,500	422,700	414,100	409,800	393,100	334,000
	513,700	488,600	451,800	438,700	427,500	423,800	415,200	410,600	394,000	334,000
	514,200	489,000	452,300	439,500	428,300	424,800	416,100	411,300	394,700	334,000
	514,700	489,400	453,000	440,200	429,200	425,700	417,600	412,100	395,500	334,000
	515,200	489,800	453,600	441,900	430,900	426,600	413,000	408,300	396,300	334,000
	515,700	490,200	454,100	443,100	431,900	427,500	418,500	412,900	397,100	334,000
	516,200	490,600	454,600	444,600	432,600	428,400	419,300	414,500	398,000	334,000
	516,700	491,000	455,100	445,800	433,800	429,200	420,700	416,600	396,600	334,000
	517,200	491,400	455,600	446,900	434,900	430,600	421,400	417,400	397,400	334,000
	517,700	491,800	456,100	447,800	435,800	432,600	422,200	418,300	398,200	334,000
	518,200	492,200	456,600	448,600	436,800	433,400	423,000	418,800	398,800	334,000
	518,700	492,600	457,100	449,700	437,700	434,200	423,800	419,500	399,500	334,000
	519,200	493,000	457,600	450,800	438,800	435,000	424,600	420,300	402,600	334,000
	519,700	493,400	458,100	451,800	439,800	435,600	425,200	421,000	403,400	334,000
	520,200	493,800	458,600	452,800	440,800	436,400	425,900	421,700	404,200	334,000
	520,700	494,200	459,100	453,800	441,800	437,200	426,600	422,400	405,000	334,000
	521,200	494,600	459,600	454,800	442,800	437,600	427,300	423,100	405,800	334,000
	521,700	495,000	459,100	455,800	443,800	438,200	428,000	423,800	406,600	334,000
	522,200	495,400	459,600	456,800	444,800	438,800	428,700	424,500	407,400	334,000
	522,700	495,800	460,100	457,800	445,800	440,400	430,500	425,300	408,200	334,000
	523,200	496,200	460,600	458,800	446,800	441,000	431,200	426,000	409,000	334,000
	523,700	496,600	461,100	459,800	447,800	441,600	431,700	426,500	409,800	334,000
	524,200	497,000	461,600	460,800	448,800	442,200	432,400	427,200	410,600	334,000
	524,700	497,400	462,100	461,800	449,800	442,600	432,800	427,600	411,400	334,000
	525,200	497,800	462,600	462,800	450,800	443,200	433,200	428,000	412,200	334,000
	525,700	498,200	463,100	463,800	451,800	443,600	433,600	428,400	413,000	334,000
	526,200	498,600	463,600	464,800	452,800	444,000	434,000	428,800	413,800	334,000
	526,700	499,000	464,100	465,800	453,800	444,400	434,400	429,200	414,600	334,000
	527,200	499,400	464,600	466,800	454,800	444,800	434,800	429,600	415,400	334,000
	527,700	500,000	465,100	467,800	455,800	445,200	435,200	430,000	416,200	334,000
	528,200	500,600	465,600	468,800	456,800	445,600	435,600	430,400	417,000	334,000
	528,700	501,200	466,100	469,800	457,800	446,000	436,000	430,800	417,800	334,000
	529,200	501,800	466,600	470,800	458,800	446,400	436,400	431,200	418,600	334,000
	529,700	502,400	467,100	471,800	459,800	446,800	436,800	431,600	419,400	334,000
	530,200	503,000	467,600	472,800	460,800	447,200	437,200	432,000	420,200	334,000

改  
正

125	460,900	450,400	441,300	438,200	428,500	423,400
126	461,400	451,100	442,000	439,000	429,300	424,200
127	461,900	451,800	442,700	439,800	430,100	425,800
128	462,400	452,500	443,400	440,600	430,900	425,800
129	462,900	453,100	444,200	441,400	431,800	426,600
130	463,800	445,000	442,200	432,600	433,400	433,400
131	464,500	445,800	443,000	433,800	434,200	434,200
132	465,200	446,500	443,800	434,800	435,100	435,100
133	465,700	447,400	444,700	435,700	435,900	435,900
134	466,300	448,100	445,500	436,700	437,500	437,500
135	466,900	448,800	446,300	436,700	437,500	437,500
136	467,500	449,500	447,100	437,500	438,400	438,400
137	468,200	450,200	447,900	438,600	439,000	439,000
138	469,000	451,000	448,600	439,600	439,600	439,600
139	469,800	451,800	449,300	440,200	440,200	440,200
140	470,600	450,000	449,000	440,700	440,700	440,700
141	471,500	450,700	449,700	441,400	441,400	441,400
142	472,200	451,400	450,400	442,100	442,100	442,100
143	473,000	452,100	451,100	443,800	443,800	443,800
144	473,800	452,800	451,800	444,500	444,500	444,500
145	474,500	453,500	452,500	445,200	445,200	445,200

備考) 総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二欄に定める額の俸給を支給するものとする。  
 (一) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。  
 (二) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一欄又は(二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。  
 (三) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかわらず、  
 (四) その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には本府省業務調整手当、地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の六まで、第十一条の三から第十二条の八まで、第十二条の十から第十四条まで及び第

現  
行

（地域手当等）

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には本府省業務調整手当、地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管動手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十二条の八まで、第十二条の十から第十四条まで及び第

十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、同条第二項中「又は研究職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、研究職俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であってその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄の適用を受ける場合にあっては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔〕欄、〔〕欄又は〔〕欄をいう。以下同じ。）」と、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」と、一般職給与法第十二条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに當外手当（防衛省の職員で人事院の定めるものに限る職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る）

十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、同条第二項中「又は研究職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、研究職俸給表又は自衛官俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であってその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄の適用を受ける場合にあっては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔〕欄、〔〕欄又は〔〕欄をいう。以下同じ。）」と、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と、「一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」と、一般職給与法第十二条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに當外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、「一般職給与法第十二条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに當外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、「一般職給与法第十二条の四、第十二条の六第一項及び第十二条の七第一項及び第十二条の八第一項、第十二条の七第一項及び第十二条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び當外手当」と、「一般職給与法第十二条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る）

職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十六条の六第一項及び第二項、第十二条の七第一項及び第二項並びに第十二条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び當外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第十四条第一項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項及び第三項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員

の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第一号口中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十一・二五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十一・二五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十一・二五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあ

の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第一号口中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十一・二五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十一・二五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十一・二五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあ

つては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、當外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に當外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

## 2 (略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

十（一）と、「百分の六十」、「十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、當外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に當外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

## 2 (略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二条の二 (略)

2～5 (略)

6 第十二条及び第十四条（第一種初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

（自衛官候補生の給与）

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当、第二種初任給調整手当及び単身赴任手当を支給する。

2～4 (略)

5 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し  
必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

（予備自衛官等の給与）

第二十四条の三 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万三千百円とする。

3・4 (略)

第二十四条の四 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万九千七百円とする。

3 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第二十二条の二 (略)

2～5 (略)

6 第十二条及び第十四条（初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

（自衛官候補生の給与）

第二十四条の一 自衛官候補生には、自衛官候補生手当及び単身赴任手当を支給する。

2～4 (略)

（新設）

（予備自衛官等の給与）

第二十四条の三 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万二千三百円とする。

3・4 (略)

第二十四条の四 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万八千五百円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当、第二種初任給調整手当、単身赴任手当及び期末手当を支給する。

2・3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5 (略)

6 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関する必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当、第二種初任給調整手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当、単身赴任手当及び期末手当を支給する。

2・3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5 (略)

(新設)

(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条

び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

5 | 4  
第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し  
必要的事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める

1 | 10  
附 則  
(略)

11 | 10  
附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項、第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12 | 17  
(略)

第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (新設)  
(略)

1 | 10  
附 則  
(略)

11 | 10  
附則第七項又は前二項の規定による俸給を支給される事務官等に対する第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項、第九項又は第十項の規定による俸給の額との合計額」とする。

12 | 17  
(略)

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（抄）（附則第七条関係）

改 正 案

第二十七条 （略）

2 （略）

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十一条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第六項中「第一種初任給調整手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

現 行

第二十七条 （略）

2 （略）

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十一条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第六項中「初任給調整手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則  
第七条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第七項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

附 則  
第七条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

附 則  
第七条 (略)

2 ～ 7 (略)

9 ～ 11 (略)

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 (略)

2 ～ 8 (略)

9 防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

9 ～ 11 (略)

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 (略)

2 ～ 8 (略)

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 (略)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定を適用する。

5 (略)

6 防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第一項及び第二項、第十二条並びに第十四条（第一種初任給調整手当に係る部分に限る。）の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

7 (略)  
10 (略)

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措

置)

第十三条 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以前であるものに係る若年定年退職者給付金について適用し、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日前である同条に規定する若年定年退職者及び施行日前に退職した第九条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

第十二条 (略)

2・3 (新設)  
(略)

5 防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条（初任給調整手当に係る部分に限る。）並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

6 (略)  
9 (略)

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措

置)

第十三条 新防衛省職員給与法第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用し、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日前である同条に規定する若年定年退職者及び施行日前に退職した第九条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

者給付金については、なお従前の例による。